

令和7年2月27日

1. 出席議員

1 番	釘 尾	勢津子
2 番	宮 崎	幸 宏
3 番	笠 継	健 吾
4 番	中 村	日出代
5 番	池 田	廣 志
6 番	杉 原	元 博
7 番	樋 口	作 二
8 番	中 村	一 堯

9 番	松 田	義 太
10 番	勝 屋	弘 貞
11 番	角 田	一 美
12 番	伊 東	茂
13 番	福 井	正
14 番	松 尾	征 子
15 番	中 村	和 典
16 番	徳 村	博 紀

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	山 口	徹 也
事務局長補佐	中 島	圭 太
議事管理係長	松 本	則 子

4. 地方自治法第121条により出席した者

副市長	鳥飼 広 敬
教育長	中村 和 彦
政策総務部長	川原 逸 生
市民部長兼福祉事務所長	岩下 善 孝
産業部長	山崎 公 和
建設環境部長	山浦 康 則
会計管理者兼会計課長	藤家 隆
総務課長	白 仁 田 和 哉
総務課参事兼選挙管理委員会事務局長	寺岡 弘 樹
人権・同和対策課長	山崎 智 香 子
政策調整課長兼ゼロカーボン推進室長	中村 祐 介
広報企画課長	山口 洋
財政課長	村田 秀 哲
政策調整監兼DX推進室長	松丸 環 大
市民課長	幸尾 か お る
税務課長	田中 美 穂
保険健康課長	染川 康 輔
福祉課長	高本 智 子
産業支援課長	三ヶ島 正 和
商工観光課長	中尾 美 佐 子
農林水産課長	星野 晃 希
農業委員会事務局長	高本 将 行
建設住宅課長	江島 裕 臣
建設住宅課参事	橋本 昌 徳
都市計画課長	堀 正 和
環境下水道課長	山 口 秀 樹
環境下水道課参事	橋川 宜 明
水道課長	中村 浩 一 郎
教育次長兼教育総務課長	江頭 憲 和
生涯学習課長兼中央公民館長	嶋江 克 彰

令和7年2月27日（木）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）
- 日程第2 議案第1号 専決処分事項の承認について（令和6年度鹿島市一般会計補正予算（第6号））（質疑、討論、採決）
- 日程第3 議案第8号 鹿島市手話言語の理解及び普及促進に関する条例の制定について（大綱質疑、文教厚生産業委員会付託）
- 日程第4 議案第9号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第5 議案第10号 鹿島市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例及び鹿島市税条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第6 議案第11号 市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定について
- （一括質疑、一括討論、採決）
- 日程第7 議案第14号 鹿島市職員給与条例等の一部を改正する条例の制定について
- （質疑、討論、採決）
- 日程第8 議案第15号 一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第9 議案第16号 鹿島市税条例及び鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第10 議案第17号 鹿島市愛野青少年スポーツ振興基金条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第11 議案第18号 鹿島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第12 議案第29号 鹿島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び鹿島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）

- 日程第13 議案第19号 鹿島市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第14 議案第20号 鹿島市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第15 議案第21号 鹿島市非常勤消防団員に係わる退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第16 議案第22号 令和6年度鹿島市一般会計補正予算（第7号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第17 議案第23号 令和6年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第18 議案第24号 令和6年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第19 議案第25号 令和6年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第2号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第20 議案第26号 令和6年度鹿島市水道事業会計補正予算（第3号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第21 議案第27号 令和6年度鹿島市下水道事業会計補正予算（第1号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第22 議案第28号 佐賀県市町総合事務組合規約の変更に係る協議について（質疑、討論、採決）

午前10時 開議

○議長（徳村博紀君）

皆さんおはようございます。現在の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の議事日程どおりといたします。

この際、事務局長をして諸般の報告を説明いたさせます。山口事務局長。

○議会事務局長（山口徹也君）

諸般の報告をいたします。

本日、議案1件の追加提出がありました。

議案番号及び議案名は、配付しております議案書（その2）の目次に記載のとおりでございます。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）

○議長（徳村博紀君）

それでは、日程第 1．議案の追加上程であります。

市長の提案理由の説明を求めます。鳥飼副市長。

○副市長（鳥飼広敬君）

皆さんおはようございます。本日、市長が体調不良のため欠席となっておりますので、代わりに市長の提案理由説明をさせていただきます。

本日追加提案する議案は、条例改正 1 件となっております。

それでは、議案第 29 号 鹿島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び鹿島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育事業等における連携施設の確保に関して所要の改正を行うものです。

以上、追加提案する議案の説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（徳村博紀君）

ここでお諮りいたします。議案第 1 号及び議案第 9 号から議案第 29 号までの 23 議案は、会議規則第 36 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第 1 号及び議案第 9 号から議案第 29 号までの 23 議案は委員会付託を省略することに決しました。

日程第 2 議案第 1 号

○議長（徳村博紀君）

日程第 2．議案第 1 号 専決処分事項の承認について（令和 6 年度鹿島市一般会計補正予算（第 6 号））であります。

当局の説明を求めます。村田財政課長。

○財政課長（村田秀哲君）

おはようございます。それでは、議案第 1 号 専決処分事項の承認について御説明します。

議案書、補正予算書、議案説明資料で説明いたしますので、御準備をお願いします。

議案書の 1 ページをお願いします。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年度鹿島市一般会計補正予算（第6号）について、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものです。

議案書の2ページは専決処分書です。

令和7年1月31日付で、令和6年度一般会計補正予算（第6号）について専決処分したものです。

別冊の議案第1号 令和6年度鹿島市一般会計補正予算（第6号）の補正予算書の1ページをお願いします。

今回の補正は緊急な対応が必要なものについて専決処分したもので、予算の総額に100,262千円を追加し、補正後の予算の総額を16,045,948千円としたものです。

翌年度に繰り越して使用することができる繰越明許費は、第2表 繰越明許費によります。

2ページから3ページは今回補正の集計表となっておりますが、説明は省略します。

4ページをお願いします。

第2表 繰越明許費は、予算を令和7年度に繰り越して執行する繰越明許費です。物価高騰対策支援給付金給付事業を令和7年度に繰り越して執行する予定としています。

繰越理由等は議案説明資料5ページに記載しておりますので、後ほど御参照ください。

5ページから6ページは、今回補正の事項別明細書となっております。

7ページ以降の歳入歳出の内容につきましては、別冊の議案説明資料により御説明しますので、御準備をお願いします。

議案説明資料の1ページから3ページまでは歳入歳出予算の増減比較表となっておりますが、説明は省略します。

4ページをお願いします。

まず、上段の表、歳入について御説明します。

ナンバー1の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、物価高騰対策支援給付金給付事業の実施に伴う増で、100,262千円を計上しています。

次に、下段の表、歳出について御説明します。

ナンバー1の物価高騰対策支援給付金給付事業は、国の経済対策に基づき、エネルギー、食料品などの物価高騰による負担増に直面し、特に影響を受ける方への支援として、住民税非課税世帯に対して、1世帯当たり30千円の給付と、子供加算として、住民税非課税世帯において扶養されている18歳以下の児童1人当たり20千円を給付する経費として、100,262千円を計上しています。

5ページをお願いします。

翌年度に繰り越す繰越明許費の財源内訳と繰越理由の一覧です。低所得者支援給付金給付事業の100,262千円を令和7年度に繰り越す予定としています。

以上で報告を終わりますが、この専決処分事項につきまして御承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第1号 専決処分事項の承認について（令和6年度鹿島市一般会計補正予算（第6号））は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第1号は提案のとおり可決されました。

日程第3 議案第8号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第3. 議案第8号 鹿島市手話言語の理解及び普及促進に関する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。高本福祉課長。

○福祉課長（高本智子君）

おはようございます。議案第8号 鹿島市手話言語の理解及び普及促進に関する条例の制定について御説明いたします。

議案書は9ページから、議案説明資料は6ページからとなります。

議案書9ページをお願いいたします。

提案理由ですが、手話言語の理解及び普及を促進するため、この案を提出するものです。

条例制定の内容につきましては、議案説明資料のほうで説明いたしますので、説明資料の6ページをお開きください。

1番目の制定理由でございますが、手話言語の理解及び普及を促進することにより、お互いを助け合い、誰もが安心して暮らせる地域共生社会を実現するため、この条例を制定するものでございます。

2番目の背景でございますが、手話は聾者が自由に意思を表現し、情報を受け取り、自分らしく生きるための大切な言語として、歴史や文化を背景に発展してきました。

平成18年12月、国際連合総会において採択された障害者の権利に関する条約で、言語は、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語として定義され、言語に手話が含まれることが明記されました。これは手話が音声言語と同じように、言語として国際的に認知されたことを意味します。

平成23年8月には障害者基本法が一部改正され、手話は言語に含まれることが明記されました。

このように、手話は言語としての国際的な認知をはじめ、国内でもその普及のための方向性が示されてきたところでございます。

鹿島市におきましては、手話奉仕員養成研修や手話通訳者派遣を行っておりますが、今回制定する条例に基づく施策を市が推進することで、手話言語の理解と普及の促進につなげていきたいと考えております。

次に、3番目の条例の概要でございますが、議案書のほうで説明いたしますので、議案書の10ページをお開きください。

まず、この条例における条例制定の趣旨、理念、目的などを強調して述べるものとして、前文を設けております。手話の特性や聾者にとっての手話を踏まえ、手話言語の理解及び普及促進により地域共生社会の実現を目指し、この条例を制定することを述べています。

前文をここで読み上げます。

歴史や文化を背景に発展してきた手話は、手や指、顔の表情、体の動きなどを用いる独自の言語体系を有し、ろう者が自由に意思を表現し、情報を受け取り、自分らしく生きるための大切な言語である。しかし、過去には読唇と発音訓練を中心とする口話法による意思疎通が推し進められ、手話の使用が制限された時代もある。

わが国が平成26年に批准した障害者の権利に関する条約において手話が音声言語と同等の言語であることが国際的に明確にされているが、手話言語に対する理解は十分には進んでいない状況にある。ろう者の権利を保護し、社会参画を推進するためには、手話言語に対する認知を向上させる必要があり、手話言語の普及を促進する取組が欠かせない。

市民誰もが手話を学び、手話を理解し、手話を自らの意思疎通の選択肢として広げることができる環境を整備し、もって、聴覚障がいの有無にかかわらず、手話を通じて全ての市民が心を通わせ、みんなが住みやすく笑顔あふれる地域共生社会の実現を目指し、この条例を制定する。

第1条は前文の内容と重複いたしますけれども、目的について規定をしております。

第2条は、基本理念について規定しております。手話言語の普及に関する基本理念について、前文を踏まえつつ、3つの体系で整理しています。

第1号では、手話の歴史や文化を踏まえ、手話が独自の言語体系を有し、受け継いできた

文化的所産であること、第2号では、情報アクセス・コミュニケーションの権利を踏まえ、意思疎通における手話等は重要であること、第3号では、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律等を踏まえ、聴覚に障害がある者及びそれ以外の者の相互理解と相互尊重を基本理念としております。

11ページをお願いします。

第3条では、市の責務について規定しております。

第2条に規定する基本理念及び障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律第3条に規定する基本理念に基づいた手話言語の理解及び普及並びに意思疎通に係る環境整備のための施策推進に係る市の責務を規定しております。災害等、非常時における意思疎通は重要な課題であるため、非常時を含むと強調しています。

第4条は、市の施策の推進方針について規定しております。

手話言語の普及に資する手話言語の普及のための広報、手話を学ぶ機会の確保、手話を用いた情報発信、手話通訳者の確保及び養成などの施策を推進することにより、手話言語の理解及び普及促進につなげることとしております。

施行期日は、令和7年4月1日としております。

以上で説明を終わりますが、施策の推進に当たりましては、市民及び市内事業者の協力を求めつつ、鹿島手話サークル、佐賀県聴覚障害者サポートセンターなどの関係機関及び団体と連携し必要な財政措置に努め、当事者及び関係者の意見を聞きながら進めていきたいと考えております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

これより質疑に入りますが、本議案は委員会付託が予定されておりますので、簡潔で総括的な大綱質疑といたします。

それでは、質疑はありますか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいま提案されました案件について質問いたしますが、私は今回、本当にいい条例が提案されたと思っています。

そこで、質問したいと思いますのは、せっかくこういう条例ができましたので、市の動きその他を十分に皆さんに知ってもらふ必要があると思います。そういう面で、私はこれまでも、議会でこういう手話通訳をしながら、皆さんに知らせる必要があるなというのは思い続けてきました。ただ、今回できましたので、私はこの議会の様子も皆さんに知ってもらふためにその体制をつくらなくちゃいけないと思いますが、審議をする中で、やっぱり予算も伴うということが出ております。

それで、執行部にお尋ねしますが、せっかくこういう条例ができましたので、議会の様子を皆さんに手話通訳で知らせるために、その皆さん方の人件費が要ると思いますが、そうい

う人件費を予算づけをしてくださるという、そういうお考えがあるかどうかですね。もちろん、議会全部ということは大変です。だから、本会議場だけとか、主なものだけとか、そういうので結構だと思いますので、その予算がないとできないわけで、今後そういう準備があるかどうか、お考えがあるかどうか、今日は市長がいらっしゃらないので大変だと思いますが、その辺お尋ねをいたします。

○議長（徳村博紀君）

高本福祉課長。

○福祉課長（高本智子君）

聴覚障害者の情報ツールとして手話というのがありますけれども、私たちが考えているのは、手話通訳者の配置が当事者としては一番希望されるところであります。記者会見時の手話通訳とか議場での手話通訳者の配置も、最終的には、長期的にはかなえていきたいと思っておりますので、まず、市の施策を決める実施計画等がありますので、そちらのほうに計上しまして、あとは予算措置のほうに上げていきたいと考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

せっかくこういう条例もできましたので、一番大事な部分だと思いますので、今、前向きの姿勢でお答えをいただいたと思いますので、なるべく早い時期に実現させていただくということ、できれば、次の年度からでもということをお願いをして、終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（徳村博紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、ただいま審議中の議案第8号は、会議規則第36条第1項の規定により、文教厚生産業委員会に付託いたします。

日程第4 議案第9号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第4．議案第9号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。白仁田総務課長。

○総務課長（白仁田和哉君）

それでは、議案第9号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関す

る条例の制定について御説明いたします。

議案書は12ページから、議案説明資料は8ページから御説明いたしますので、御準備のほどよろしくお願いいたします。

まず、議案書12ページをお願いいたします。

提案理由ですが、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例を改正するため、この案を提出するものでございます。

議案書の13ページから14ページがその内容でございます。

具体的な内容につきましては、議案説明資料により御説明いたしますので、議案説明資料の13ページをお願いします。

まず1項目め、改正理由ですが、刑法等の一部を改正する法律が令和4年6月17日に公布され、令和7年6月1日から施行されることに伴い、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

次に2項目め、背景ですが、刑法に規定する懲役及び禁錮の2種類の刑が廃止され、新たに拘禁刑という刑に一本化されました。この改正により、3項目めに記載しております条例において、懲役及び禁錮に関する規定がある鹿島市議会情報公開条例など7条例について、「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

施行期日は、法の施行日の令和7年6月1日からとするものでございます。

最後に、議案説明資料8ページにお戻りください。

8ページから12ページは、御説明いたしました関係する条例の新旧対照表となります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第9号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第9号は提案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第10号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第 5、議案第10号 鹿島市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例及び鹿島市税条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。松丸DX推進室長。

○DX推進室長（松丸環大君）

それでは、議案第10号 鹿島市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例及び鹿島市税条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案書は15ページから、議案説明資料は16ページからとなりますので、お願いいたします。

まず、議案書の15ページをお願いいたします。

提案理由は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため、この案を提出するものでございます。

議案書の16ページは、その内容でございます。

改正内容等につきましては、議案説明資料で説明いたしますので、議案説明資料の17ページをお願いいたします。

改めて、1、改正理由でございます。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が令和6年6月7日に公布され、令和7年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、2、改正内容でございます。

先ほど改正理由で申しました改正法により、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の第13条第1項が第16条第1項に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の第2条第15項が第2条第16項にそれぞれ繰り下げられるため、これらを引用している2つの条例の条文を一部改正するものでございます。

1つは、(1)の鹿島市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例、もう一つは、(2)の鹿島市税条例でございます。それぞれの条例の具体的な改正内容については、説明資料の16ページの新旧対照表を御覧ください。

法律の条項のずれに伴いまして、法律を引用している2つの条例の条文に規定している条項を改正しております。

お手数ですが、説明資料の17ページに戻っていただきまして、3の施行期日でございます。

施行期日は、令和7年4月1日でございます。

説明資料の18ページは参考として、改正される法律から関係する条例を抜粋した新旧対照

表を記載しております。

説明は以上となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第10号 鹿島市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例及び鹿島市税条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第10号は提案のとおり可決されました。

日程第6 議案第11号～議案第13号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第6、議案第11号 市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定について、以上3議案の審議に入ります。

議案第11号、議案第12号及び議案第13号の議案について当局の説明を求めます。寺岡総務課参事。

○総務課参事（寺岡弘樹君）

それでは、議案第11号 市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例の制定から議案第13号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例まで、3議案を一括して御説明いたします。

議案書は17ページから22ページまで、議案説明資料は19ページから23ページまででございます。

まず、議案書17ページをお願いいたします。

議案第11号 市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、鹿島市特別職報酬等審議会の答申の内容を踏まえ、市長及び副市長の給料月額を改

定するため、この案を提案するものでございます。議案書18ページがその改正内容でございます。

次に、19ページをお願いいたします。

議案第12号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、こちらも同様に、鹿島市特別職報酬等審議会の答申を踏まえて、教育長の給料月額を改定するものでございます。議案書20ページがその改正内容でございます。

次に、21ページをお願いいたします。

議案第13号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、こちらも同様に、鹿島市特別職報酬等審議会の答申を踏まえて、議員の報酬月額を改定するものでございます。議案書22ページがその改正内容でございます。

それでは、以上の具体的な改正内容につきまして、議案説明資料により説明いたしますので、資料の準備をお願いいたします。

議案説明資料の19ページから21ページまでは、3つの条例の新旧対照表となっております。22ページをお開きください。

議案第11号から第13号までの一括した説明資料でございます。

まず1項目め、改正理由ですが、先ほども申し上げましたとおり、今年度開催いたしました鹿島市特別職報酬等審議会の答申内容を踏まえ、市長、副市長及び教育長の給料月額並びに議員の報酬月額を改定するものです。

次に2項目め、鹿島市特別職報酬等審議会についての説明をいたします。

まず、審議会の役割についてですが、特別職の給料や報酬額の改定については、公正を期するため第三者機関の意見を聞く必要があり、この第三者機関が特別職報酬等審議会となります。

市長の諮問に応じ、特別職報酬等審議会条例に基づき設置する審議会において、鹿島市の区域内の公共的団体などの代表者その他住民8人で組織される委員により、社会情勢、市の財政状況等を踏まえて審議を行うものであります。

次に、(2)の諮問理由についてですが、本市においては、社会情勢に大きな変化がないことを理由に、平成28年度以降は審議会の開催が見送られていました。しかし、ここ数年の急激な物価上昇、賃金上昇など社会情勢が大きく変化していることから、現在の報酬額が適当であるか諮問をしたものです。

次に、(3)答申内容についてですが、審議会による5回の審議を経て、令和6年9月に市長へ答申がなされております。その内容は、近年の物価高騰をはじめとする社会情勢の変化や本市と同程度の規模の自治体の特別職報酬額の状況を踏まえて、3%程度の引上げが妥当との答申内容となりました。

次に、23ページを御覧ください。

3項目め、今回の改正内容ですが、答申内容を踏まえ、市長、副市長及び教育長の給料月額並びに議会議員の報酬月額を改定するものです。

表のほうを御覧ください。

市長は現行786千円を改定後808千円に、副市長は635千円を653千円に、教育長は596千円を612千円に、議長は420千円を432千円に、副議長は354千円を364千円に、議員は334千円を344千円にするものです。

改定率につきましては、2.7%から3.0%となっております。

次に4項目め、施行期日ですが、令和7年4月1日の施行とするものでございます。

また、参考としまして、今回の報酬改定による年度の影響額をお示ししております。三役については、給料、期末手当合わせて894千円、議員については、報酬、期末手当合わせて2,587千円となり、総合計3,481千円の増額との影響を見込んでおります。

以上で議案第11号から議案第13号までの特別職報酬等の改定につきまして、一括での説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。（「議長、議運」と呼ぶ者あり）

○議長（徳村博紀君）

今、8番中村一光議員のほうから議会運営委員会の開催の要求がっております。

暫時休憩をいたします。

午前10時37分 休憩

午前11時16分 再開

○議長（徳村博紀君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

議案第11号、議案第12号及び議案第13号の議案、この3つの議案につきましては、本日、市長が不在のため、3月25日に審議を行いたいと思いますので、皆さんよろしく願いいたします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

御異議ないものと認めます。よって、3月25日に行いたいと思います。

日程第7 議案第14号

○議長（徳村博紀君）

それでは次に、日程第7．議案第14号 鹿島市職員給与条例等の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。寺岡総務課参事。

○総務課参事（寺岡弘樹君）

それでは、議案第14号 鹿島市職員給与条例等の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案書は23ページから35ページまで、議案説明資料は24ページから39ページまででございます。

まず、議案書23ページをお願いいたします。

議案第14号 鹿島市職員給与条例等の一部を改正する条例の制定についての改正理由でございますが、佐賀県職員の給与改正に準じて、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備を行うため、この案を提案するものでございます。

鹿島市職員給与条例のほか、関連する鹿島市技能労務職員の給与条例、鹿島市水道企業職員及び下水道企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例及び鹿島市会計年度任用職員の報酬等に関する条例についても、併せて一部改正を行う内容といたしております。

議案書24ページから35ページまでがその改正内容でございます。

それでは、以上の具体的な改正内容につきまして、議案説明資料により説明いたしますので、資料の準備をお願いいたします。

議案説明資料の24ページから35ページまでは、各条例の新旧対照表になっております。説明は省略いたします。

36ページを御覧ください。こちらの説明資料にて改正内容について説明いたします。

まず1項目め、改正理由ですが、佐賀県職員の給与改正に準じて、社会と公務の変化に応じた職員の給与制度の整備を行うため、所要の改正を行うものでございまして、12月議会において、佐賀県の人事委員会勧告に伴う職員の給与改定について議決をいただきましたが、今回はその勧告の中で、令和7年4月からの実施とされておりました項目についての改正をお願いするものでございます。

次に2項目め、令和6年の佐賀県人事委員会給与勧告の概要について説明いたします。

今回の改正に係る人事委員会勧告の目的は、次の3点に対応するためとされております。

1つ目は、採用面での競争力を向上するため給与水準を引き上げ、人材の確保に対応する。2つ目が、役割や能力、実績等をより反映するよう処遇を改善。3つ目が、ワークスタイルやライフスタイルの多様化への対応。これらに対応できるよう、給与制度をアップデートするものであります。おおむね国の人事院勧告に準じる内容となっております。

その内容についてですが、どのような背景で、どの手当に見直しが勧告されているかという具体的な内容については、次の項目で説明をいたします。

まず、(1)月例給についてですが、若年層の給与を引き上げ、採用市場で競争力のある水準とし、若手・中堅優秀者の早期昇格時や民間人材の採用時の給与を改善し、役職の重い役割に見合う処遇を確保するものとなっております。

次に、(2)扶養手当についてですが、配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当

額については引上げをするものでございます。

配偶者に関しましては、国の政策として、配偶者の働き方に中立となるような制度の見直しが進められていること、民間企業の配偶者に係る手当が縮小傾向にあることを踏まえたものとなっており、子に関しては国全体として少子化対策を推進していることなどを踏まえた見直しとなっております。

次に、(3)通勤手当についてですが、支給単位期間一月当たりの上限額を引き上げるもので、民間の支給状況を踏まえた見直しが勧告されております。

37ページを御覧ください。

(4)地域手当についてですが、これは支給地域をこれまでの市町村単位から都道府県単位とする広域化、また、支給割合の見直しをするものとされています。これも民間賃金の状況を公務員給与に反映させるためのものとされております。

次に、(5)単身赴任手当についてですが、これまでは転勤時に支給しておりましたが、採用時に単身赴任をする方への適用を可能とするもので、勤務地を異にする異動の円滑化や民間の状況を踏まえた見直しとなっております。

次に、(6)管理職員特別勤務手当についてです。

まず、この手当は、超過勤務手当の対象外となっている管理職員に対し、災害等の緊急対応時の勤務に対し支給されている手当となります。

勧告内容といたしましては、平日深夜の勤務に関して、支給対象時間帯を見直すこととされております。これは緊急対応について、勤務時間に応じた適切な処遇を確保するものとされております。

次に、(7)再任用短時間勤務職員への手当の拡充についてです。

高年齢職員の異動を円滑にするためであります。これまで支給対象外であった住居手当について支給対象とし、給与面での支援をするものです。

以上が人事委員会勧告の鹿島市に関連する項目での内容となります。

続いて3項目め、主な改正内容を説明いたします。

先ほど説明した項目について条例改正を行うものですが、現時点で本市に影響が生じるのは、主に(2)の扶養手当の見直しとなります。

それではまず、(1)月例給について説明いたします。

給料表を改定し、附則で切替表を定め、新たな給料表への切替えを行います。切替えの例を表にしておりますが、例えば上段、現在、給料表3級4号給の職員は、今回の切替えにより3級1号給となり、月額1千円の増額となります。また、下段の給料表3級50号給の職員は、今回の切替えにより3級46号給となり、金額は現行と同じ額となります。

このように、この切替えにより各級の号数が低い号給に位置する職員は、給料月額が増額になる場合がありますが、大半の職員が下段で示したとおり、号給数は変わりますが、給料

月額が変わらないものとなります。

次に、38ページを御覧ください。

(2)扶養手当については、配偶者への支給を廃止し、子に係る手当額を13千円に引き上げ、経過措置を設け、2年で完成することとしております。表のとおり、配偶者は現在6,500円支給しておりますが、令和7年度は3千円に、令和8年度からは支給なしとなり、子に関しては現在10千円ですが、令和7年度は11,500円に、令和8年度以降は13千円になります。

次に、(3)通勤手当については、1か月の支給上限を55千円から80千円とするものですが、現在、本市におきましてこの影響を受けるケースはございません。

(4)地域手当については、月の支給上限を100分の18から100分の20に改正いたします。

なお、現在、佐賀県は地域手当の支給対象とはされておられませんので、今回の改正では影響はございません。

(5)単身赴任手当については、現行は異動によるもの、または人事交流等で新たに鹿島市の給料表の適用を受けることになった職員と限定しておりましたが、改正後は人事交流等での採用のみでなく、新規採用職員であっても対象となります。

次に、(6)管理職員特別勤務手当です。

支給対象時間を現在、「午前0時から午前5時までの間」としておりましたところを、「午後10時から翌日午前5時までの間」を対象時間として拡大するものです。

39ページを御覧ください。

(7)ですが、これまで住居手当の支給対象としていなかった再任用短時間勤務職員等へ住居手当を支給するものいたします。

以上が人事委員会勧告に伴う給与制度のアップデートに関する内容ですが、4項目め、その他として、第2条で会計年度任用職員の報酬等条例附則第19条を削除し、現行では、会計年度任用職員の期末・勤勉手当の改定については、改定があった翌年から適用するという措置を取っておりましたが、改定年度の12月1日に遡及して適用し、正規職員との給与改正の均衡を図るものいたします。

5項目め、施行期日についてですが、令和7年4月1日施行といたします。ただし、会計年度任用職員の期末・勤勉手当の遡及は公布の日といたします。

最後に、今回の給与制度のアップデートに伴う影響額として、本市で影響が生じる扶養手当の見直しによる影響額をお示ししております。令和7年1月の支給実績を基に算出しますと、一番右の影響額率を御覧ください。令和7年度は2,004千円の増、令和8年度は4,182千円の増となります。

以上で議案第14号 鹿島市職員給与条例等の一部を改正する条例の制定について説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第14号 鹿島市職員給与条例等の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第14号は提案のとおり可決されました。

日程第8 議案第15号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第8. 議案第15号 一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。寺岡総務課参事。

○総務課参事（寺岡弘樹君）

それでは、議案第15号 一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案書は36ページから37ページまで、議案説明資料は40ページから44ページまででございます。

まず、議案書36ページをお願いいたします。

議案第15号 一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての改正理由でございますが、雇用保険法の一部改正に伴い、失業者の退職手当について所要の改正を行うものでございます。議案書36ページがその改正内容でございます。

それでは、具体的な改正内容につきまして、議案説明資料により説明いたしますので、資料の準備をお願いいたします。

議案説明資料は、40ページから42ページまでは改正に伴う新旧対照表でございます。説明は省略いたします。

続いて、43ページを御覧ください。

まず、1項目めの改正理由ですが、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、失業者の退職手当について所要の改正を行うものです。

2 項目めの背景について説明いたします。

まず、失業者の退職手当について説明いたします。

地方公務員は雇用保険の対象から除外されており、退職後失業状態にあっても雇用保険の失業等給付を受けることができません。そのため、失業等給付の額より退職手当が少ない方についての措置がございます。

具体的には資料中ほどに図示しておりますが、退職手当の額が失業等給付に相当する額に満たない場合、その差額を失業者の退職手当として支給するものであります。主に3年、4年程度以内など短い勤務期間で退職した者が対象となるもので、実際に支給するケースはまれなものとなっております。

雇用保険の失業等給付の種類として、右側の四角囲みに記載しておりますが、失業給付の基本手当に加えて様々な手当がございます。今回は、その中の就業促進手当が改正されております。

43ページの下の方の表になりますが、就業促進手当は、①就業手当、②再就職手当、③就業促進定着手当の3つに区分されておりますが、今回の改正で①の就業手当が廃止されることとなったため、条文を整理する必要が生じたものでございます。

続きまして、改正内容について説明いたします。

就業促進手当の見直しについてですが、先ほども申しましたとおり、就業手当の廃止に伴い、条文の整理を行うものでございます。

44ページを御覧ください。

(2) 地域延長給付（暫定措置）の延長ということで、地域延長給付とは、雇用情勢が悪い地域として厚生労働大臣が指定した地域に居住し、かつ、再就職の支援が必要と認めた者に対して、所定の給付日数を超えて基本手当を給付するものですが、その暫定措置の期間が令和7年3月31日までとなっておりましたが、令和9年3月31日までと2年間延長されますので、失業者の退職手当についても同様の措置の延長を行うものです。

なお、現在、佐賀県内にはこの厚生労働大臣が指定した指定地域はございませんので、本市への影響はございません。

(3) 国立大学法人法の一部改正に伴う条文の整理。

国立大学法人法の一部改正に伴いまして、引用している条などにずれが生じるため整理を行うもので、内容についての変更はございません。

次に、4 項目め、施行期日ですが、(1)、(2)の雇用保険法の改正に伴うものは令和7年4月1日、(3)の国立大学法人法の改正に伴うものは公布の日としております。

以上で議案の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第15号 一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第15号は提案のとおり可決されました。

日程第9 議案第16号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第9 議案第16号 鹿島市税条例及び鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。田中税務課長。

○税務課長（田中美穂君）

それでは、議案第16号 鹿島市税条例及び鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は38ページから39ページ、議案説明資料は45ページから47ページでございます。

議案書38ページをお願いします。

まず、提案理由ですが、地方公共団体情報システムの標準化に伴い、国民健康保険税の納付額に係る端数の計算方法を変更するため、この案を提出するものでございます。

議案の具体的な改正内容については、議案説明資料で御説明いたしますので、御準備をお願いいたします。

議案説明資料46ページをお願いします。

初めに、1、改正理由として、地方公共団体情報システムの標準化に伴い、国民健康保険税の納付額に係る端数の計算方法を変更するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、2、改正の経緯といたしまして、市税や住民記録などの事務処理システムについて、国が進める情報システムの標準化に対応するため、全ての自治体に対し、令和7年度までに全国標準仕様である地方公共団体情報システムを導入することが義務づけられています。標準化後の税務システムは地方税法に沿った機能となるため、本市では令和7年度から、市税の納期や納付方法を全国標準となる単税徴収方式に変更し、国民健康保険税の端数計算につ

いては、現行の100円未満から、地方税法の規定に合わせ1千円未満を基準とするため、条例を改正するものとなります。

次に、3、改正内容でございますが、国民健康保険税の納期限ごとの分割金額に1千円未満の端数があるとき、またはその分割金額の全額が1千円未満であるときは、その端数金額またはその全額は、全て最初の納期限に係る分割金額に合算するものいたします。

年税額を10回の納期に分割する際の端数計算について、現行と改正後と比較した表に記載しております。

表の上段の現行では、各期の納付額の端数を100円単位で計算しているところ、改正後は下段のとおり、1千円単位で計算することになり、1千円未満の端数がある場合は第1期の納付額に合算することになります。

4、施行期日は公布の日となります。

なお、47ページには、今回の改正に係る地方税法の条文を抜粋して記載しておりますので、御参照ください。

最後に、議案説明資料45ページにお戻りください。

今回の一部改正条例の新旧対照表となります。鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例第21条第2項において、「100円」を「1,000円」に改めるものいたします。

以上で議案第16号 鹿島市税条例及び鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第16号 鹿島市税条例及び鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第16号は提案のとおり可決されました。

日程第10 議案第17号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第10、議案第17号 鹿島市愛野青少年スポーツ振興基金条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。嶋江生涯学習課長。

○生涯学習課長（嶋江克彰君）

議案第17号 鹿島市愛野青少年スポーツ振興基金条例の一部を改正する条例の制定について説明します。

議案書は40ページ、議案説明資料は48ページから50ページになります。

議案書40ページをお願いします。

提案理由としましては、取り崩すことができる基金の範囲を見直すことにより、青少年のスポーツ振興をより推進するため、この案を提出するものでございます。

内容につきまして議案説明資料で説明しますので、議案説明資料49ページをお願いします。

1、改正理由としましては、基金の取崩しができる範囲を見直し、スポーツ振興をより推進するため、所要の改正を行うものです。

2、基金の概要としましては、平成10年に愛野時興氏より受けました寄附をもって設置したものであり、本条例に基づき、運用益金でスポーツを行う青少年の育成等の事業を行っております。

なお、原資は10,000千円となっております。

3、背景になりますが、現在、本基金については、スポーツ振興事業の財源として活用できるのは定期預金の利息のみであり、原資は取り崩せない仕組みとなっております。また、本基金を活用した事業として、九州・全国大会に出場する小・中学生の補助金を交付していますが、現在、利息収入では十分な財源を確保することが難しく、今後もこの事業を安定的に推進し、補助金額の増額などの事業拡充を図るためには、本基金の原資も財源として活用できるようにする必要があります。

4、改正内容としましては、基金の全部または一部を取り崩すことができるように条例改正を行うものです。

5、施行期日は、令和7年4月1日としております。

条例改正の条文につきましては、議案説明資料48ページに新旧対照表を載せておりますが、第6条「原資を除く運用益金の範囲内において」を「その全部又は一部を」に改正するものです。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第17号 鹿島市愛野青少年スポーツ振興基金条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第17号は提案のとおり可決されました。

日程第11 議案第18号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第11. 議案第18号 鹿島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。高本福祉課長。

○福祉課長（高本智子君）

議案第18号 鹿島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は42ページから、議案説明資料は51ページからとなります。

議案書42ページをお願いします。

提案理由ですが、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育事業所等における食事の提供の特例に係る管理栄養士の配置等を求めている部分につき所要の改正を行うため、この案を提出するものです。

改正の内容につきましては議案説明資料のほうで御説明いたしますので、議案説明資料の51ページ、新旧対照表をお願いします。

第17条第1項中において、家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供を家庭的保育事業所等外で調理し、搬入する方法により行う際に求めている第2号の規定、「栄養士による必要な配慮」についてを「栄養士又は管理栄養士による必要な配慮」とするものです。

続いて、52ページをお願いいたします。

2番目の経緯についてでございますが、令和7年4月1日を施行としている栄養士法の改正が行われており、これまで管理栄養士国家試験は、栄養士の免許を受けた者でなければ受

験することができなかったところ、改正後は、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士免許を取得することができるようになります。

家庭的保育事業所等においては、利用児童に食事を提供する場合は、当該事業を行う施設内で調理することを基本としておりますが、特例の一つとして、栄養士により献立等について栄養指導が受けられる体制を整えれば施設外で調理した食事を搬入して提供することができるとされております。

栄養士免許を有しない管理栄養士等を配置した場合についても当該要件を満たすことができるよう、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令により所要の改正が行われました。市の条例で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準も内閣府令改正と同様の改正が必要になるため、条例を改正するものです。

53ページをお願いします。

改正内容は、先ほど新旧対照表で御説明したとおりです。

施行期日は、令和7年4月1日としております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの説明に対し質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第18号 鹿島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第18号は提案のとおり可決されました。

日程第12 議案第29号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第12. 議案第29号 鹿島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び鹿島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。高本福祉課長。

○福祉課長（高本智子君）

議案第29号 鹿島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び鹿島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書（その2）、議案説明資料（その2）をお願いします。

議案書（その2）、1ページをお願いします。

提案理由ですが、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、この案を提出するものです。

次の2ページから5ページが改正の内容になります。

改正の内容につきましては、議案説明資料（その2）で御説明いたしますので、資料の1ページをお願いします。

1ページから7ページまでは新旧対照表でございます。下線部分が改正箇所となります。説明は省略いたします。

8ページをお願いします。

2、改正が行われた背景について御説明いたします。

主に2歳までの子供を預かる家庭的保育事業等は、小規模でも適切な保育を実施するため、次の3点、1つ目、集団保育を体験させる機会を設定するなど、保育内容に関する支援を行うこと、2つ目、職員の病気等で一時的に保育ができない場合に連携施設が代替保育を行うこと、3つ目、家庭的保育事業等を卒園する主に3歳以上の児童に、連携施設で引き続き保育を提供することという3つの要件を満たす連携施設を確保する必要がありますが、認可保育所等の保育需要が高く、全国的に連携施設の確保が困難な状況となっているため、地域の実情に応じて要件を緩和できるように国の基準が改正されます。

9ページをお願いします。

鹿島市の条例の主な改正内容につきましては、国の基準の改正に従い、保育内容に関する支援につきましては、家庭的保育事業所等の相互連携を可能とします。また、代替保育の提供については、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めた場合は、連携施設を確保しないことができるものとし、連携施設を確保しないことができる経過措置の期間を令和12年3月31日まで5年間延長します。

施行期日は、令和7年4月1日です。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第29号 鹿島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び鹿島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第29号は提案のとおり可決されました。

午前中はこれにて休憩いたします。

なお、午後の会議は午後1時から再開いたします。

午前11時55分 休憩

午後1時 再開

○議長（徳村博紀君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第13 議案第19号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第13、議案第19号 鹿島市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。中村水道課長。

○水道課長（中村浩一郎君）

それでは、議案第19号 鹿島市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は44ページから、説明資料は55ページからです。

議案書の44ページを御覧ください。

今回の提案理由ですが、水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を改正するため、この案を提出するものです。

議案書の45ページから50ページがその改正内容でございます。

改正内容につきましては、議案説明資料により御説明いたしますので、議案説明資料の御

準備をお願いいたします。

議案説明資料の61ページを御覧ください。

1、改正理由でございますが、水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について所要の改正を行うものです。

続きまして、2、経緯でございますが、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件は、それぞれ水道法第12条第2項及び第19条第3項の規定により、政令で定める資格を参酌して条例で定める必要があります。

水道整備・管理行政の機能強化や携わる職員数の減少に伴い、布設工事監督者や水道技術管理者の確保を目的として、政令及び政令から委任された省令で定める資格については見直しが行われ、それぞれ令和7年4月1日から施行されます。

続きまして、布設工事監督者の資格要件の改正について主なものを御説明します。

61ページ、62ページの表を御覧ください。

1つ目は、資格要件の区分の新設になります。大学などにおいて、機械工学科・電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者及び土木施工管理に係る1級の技術検定合格者の区分が新設されました。

2つ目は、小規模水道事業者の資格要件の緩和になります。

給水人口5万人以下である水道事業については、資格要件が緩和され、必要な技術上の実務経験の年数が半分の年数となり、鹿島市はこれに該当いたします。

次に、62ページ、63ページの表を御覧ください。

水道技術管理者の資格要件も、技術士のうち上下水道部門2次試験合格者、土木施工管理に係る1級の技術検定合格者の区分が新設されました。

また、給水人口5万人以下である水道事業については、資格要件が緩和され、必要な技術上の実務経験年数が半分の年数となります。

続きまして、3、主な改正内容でございますが、政令及び省令の改正内容に準じて条例第3条及び第4条の資格要件を改正いたします。

続きまして、4、施行期日ですが、令和7年4月1日としております。

参考といたしまして水道法の抜粋を掲載しておりますので、御参照ください。

なお、議案説明資料55ページから60ページには、ただいま御説明いたしました条文の新旧対照表を記載しておりますので、御確認をお願いいたします。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

今、課長が説明をしていただいたわけですけど、この布設工事の監督に関して、資格所有

者というのは本市にどのくらいの方がいらっしゃるんですか。

○議長（徳村博紀君）

中村水道課長。

○水道課長（中村浩一郎君）

布設工事監督者の資格を有している者が、今回改正する前、今の時点で5名となっております。今回改正を受けて、資格に該当する者が9名になります。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

分かりました。

それで、5名から9名になるということですけど、水道課にしる、下水道課にしる、様々な道路、それとか工事を様々するところには、技術者という方の採用を少しずつしていく必要があると思うんですね。

大学を出た方とか、専門学校を出た方とか、実務で何年間か建設会社に従事された方とか、中途採用という形で入ったりしているわけですけど、その辺りの本市の基準はどういうふうになっているんですかね。それは資格所有者が減ってきたら入れるという形なんですか。その辺りどういうふうに人事関係は考えているのか、お答えください。

○議長（徳村博紀君）

寺岡総務課参事。

○総務課参事（寺岡弘樹君）

お答えいたします。

本市の技術職員の採用につきましては、そういった専門の学校を卒業されて必要な授業等を履修された方、また、採用試験におきましても、筆記試験を通してそういった専門の部分の試験というのを行っておりますので、ちゃんと履修ができているか、専門的知識を有しているかというようなところをそこで確認いたしているところでございます。

また、こういった技術者につきましては、採用されてからさらに経験を積みながら必要な研修を受けていただくことでまた資格を取得というようなことで、こういった実務を通しながら技術者を増やしていつている現状でございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

水道事業に限らず、工事を市が発注して、そして、建設会社であったり、土木の建設会社

であったり、そういうふうな方が工事をしていくわけですけど、市の建設関係の中で、今資格を持っている方というのは十分に鹿島市はいるのか、それについて部長、どうなんでしょう。そこの辺りは各課、あなたが持っているところは技術者は十分に確保されているかどうか、お答えください。

○議長（徳村博紀君）

川原政策総務部長。

○政策総務部長（川原逸生君）

お答えをいたします。

技術職等に関しまして必要な知識を有している者、もしくは民間会社等で経験を有している職員等の知識等を活用しながら、また、それぞれの職場において必要な職種等への配置、これについては一定の職員数には達しているというふうなことで認識をいたしております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

分かりました。安心をいたしました。技術者は、市の職員の中には必要だと私は思うんです。やはり経験を積んでもらわないといけない。こちらのほうから工事を依頼する際、工事の現場の責任者等々、対峙をする場合に、相手方の言い分ばかり聞いているわけにもいきませんから、市としても方針であったり、しっかりとした技術職というものがないと、これこそ余談かも知れませんが、以前、建設会社の方から、市の技術者が力不足ではないかというのを私は一度聞いたことがあったんですね。だから、そこの辺りが非常に心配です。

だから、しっかりとした技術者がいないと、工事を行っている途中で事故があったりとか、そういうふうなもの考えられますし、後から不備な点が出てきたりというものも考えられますので、しっかりとそこの辺りは注視をしていただければなと思っております。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第19号 鹿島市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第19号は提案のとおり可決されました。

日程第14 議案第20号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第14. 議案第20号 鹿島市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。中村水道課長。

○水道課長（中村浩一郎君）

それでは、議案第20号 鹿島市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は51ページから、説明資料は65ページからです。

議案書の51ページを御覧ください。

今回の提案理由でございますが、水道の使用開始時申込みに係る開栓手数料を廃止するため、この案を提出するものでございます。

議案書の52ページがその改正内容です。

改正の内容につきましては、議案説明資料により御説明いたしますので、議案説明資料の御準備をお願いいたします。

議案説明資料の66ページを御覧ください。

1、改正理由でございますが、水道の使用開始申込みに係る開栓手数料を廃止するため、所要の改正を行うものです。

続きまして、2、背景でございますが、水道の使用を開始するためには、あらかじめ使用開始の申込みを行う必要があり、この手続の際に開栓手数料220円を徴収しております。手続及び開栓手数料の支払いは2つの方法がございまして、水道課の窓口にて申請手続を行い、現金、または納付書にて支払う方法と、オンラインにて申請し、クレジットカード、または電子マネーにて支払う方法となります。

オンライン申請については、令和6年8月から市公式LINEを使って受付を行っておりますが、クレジットカードや電子マネーを持っていない場合は利用ができないため、窓口での手続をお願いしております。

このことから、オンライン申請のさらなる利用促進や電話受付等を可能とし、窓口に来な

くても手続きができるようにすることで、市民の利便性の向上及び業務の効率化を図るため、開栓手数料の廃止をお諮りするものです。

続きまして、3、改正内容ですが、条例第33条第1項及び第2項の開栓手数料に係る規定を削除いたします。

続きまして、施行期日ですが、令和7年4月1日となります。

参考といたしまして、過去3年間の開栓手数料の歳入実績を掲載しておりますので、御参照ください。

なお、議案説明資料65ページには、ただいま御説明いたしました条文の新旧対照表を記載しておりますので、御確認をお願いいたします。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

所掌の委員会ではこれはやっていませんのでちょっとお聞きをしますが、私も隣の福井議員とも話していて、1年間に開栓水道を、ここに書いてある開栓ですね、それをするのが1,000件以上もあるのかと思うんですけど、これはやっぱりアパートとか、そういうふうなのが主なんでしょうか。そこの辺り、どういうふうなところで、毎年、3年間連続1,000件以上、令和5年、1,000件以上になっていますけど、そこの辺りちょっと教えてもらっているんですか。

○議長（徳村博紀君）

中村水道課長。

○水道課長（中村浩一郎君）

まず、通常、水を使いたいということで来られる場合は、引っ越しとか、そういった方の開栓がございますが、それと別に、アパートとかに入る前に掃除とか、そういうふうに入られる業者さんのほうも水を使う際に開栓という形で手続きをお願いしておりまして、今年度の約半分以上ぐらいが掃除関係の開栓になっております。

ちなみに、今年度の実績になりますが、まず、8月からLINEで申込みをされる方、こちらに関しては、大体引っ越しとか、そういう方が該当されると思いますが、今2月までで47件で、窓口に来られる普通の一般の方に関しては400件で、臨時というふうな形で掃除とか、そういった作業、あと、内部の改装とかも開栓に来られますが、そういった業者の方が来られるのが370件程度になっておるところでございます。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

今数字をおっしゃいましたが、やっぱりまだ市役所に直接来られる方というのが圧倒的だろうと私も思います。できるだけ業務の効率化というか、利便性向上のために、わざわざ庁舎に訪れなくてもできるようにというのは分かります。

じゃ、これは逆に、引越しますから水道を止めてくださいとか、今度は開栓じゃなくて止める場合もこういうふうにオンラインでできるんですか。

○議長（徳村博紀君）

中村水道課長。

○水道課長（中村浩一郎君）

今回改正を行ったとしても、水を止める作業に関しては窓口等に来ていただくような形でまだせざるを得ないというのがあります。というのが、最終的に使った利用料の精算関係もございまして、今現時点では来ていただくような手続をお願いしておるところです。将来的には議員おっしゃるような形で持っていけたらなと思うんですが、まだそういったところについての精査ができていない状況ですので、お手数ですが、窓口まで来ていただいているところでございます。（73ページで訂正）

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

ありがとうございました。できれば両方ともそういうふうにオンラインでできるようになったほうがいいかなとは思いますが。

ただ、空き家とかなんとなかになっても、水道とかそういうふうなのはそのままにしているところが多いんじゃないかなと思うんですね。電気は止めたとしても、水道に関しては、やっぱりほとんど私聞いた中では、そのまま最低の基本料金を払っているとかというところを聞きますので、いずれその辺りの空き家対策も鹿島市は進めないといけないんですけど、ちょっと手を入れるところに来ているんじゃないかなという気がしております。それはまたそういうふうなときに一般質問等の中でも質問等をしていきたいなと思っております。勉強になりました。ありがとうございました。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第20号 鹿島市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第20号は提案のとおり可決されました。

日程第15 議案第21号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第15. 議案第21号 鹿島市非常勤消防団員に係わる退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。白仁田総務課長。

○総務課長（白仁田和哉君）

それでは、議案第21号 鹿島市非常勤消防団員に係わる退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は53ページから、議案説明資料は67ページから御説明いたしますので、御準備のほどよろしくお願いいたします。

まず、議案書53ページをお願いします。

提案理由ですが、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、非常勤消防団員の退職報償金の勤務年数区分を見直すため、この案を提出するものでございます。議案書の54ページがその内容となっております。

具体的な内容につきましては、議案説明資料により御説明いたしますので、議案説明資料の68ページをお願いします。

背景及び改正内容について説明いたします。

消防団員の退職報償金については、市が契約する消防団員退職報償金支給責任共済により支給をしており、政令に定める共済の支払い額に準じて条例で支給額を規定しているところです。

現行では、退職報償金の勤務年数区分は30年以上が上限となっておりますが、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、今回新たに35年以上を追加するよう政令が改正されましたので、本条例を改正するものでございます。

施行期日は、令和7年4月1日からです。

資料の下の方に現在の団員の役職及び在職年数の区分を載せていますので、御参照ください。

最後に、議案説明資料67ページにお戻りください。

67ページは、御説明いたしました関係する条例の新旧対照表となっております。説明は省

略いたします。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第21号 鹿島市非常勤消防団員に係わる退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第21号は提案のとおり可決されました。

日程第16 議案第22号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第16、議案第22号 令和6年度鹿島市一般会計補正予算（第7号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。村田財政課長。

○財政課長（村田秀哲君）

それでは、議案第22号 令和6年度鹿島市一般会計補正予算（第7号）について御説明します。

議案書の55ページをお願いします。

この案について、別紙のとおり補正予算書を提出するものです。

説明は補正予算書と議案説明資料でいたしますので、御準備をお願いします。

補正予算書（第7号）の1ページをお願いします。

今回の補正は、予算の総額に778,328千円を追加し、補正後の予算の総額を16,824,276千円とするものです。

翌年度に繰り越して使用することができる繰越明許費の追加は、第2表 繰越明許費補正によります。

地方債の追加変更は、第3表 地方債補正によります。

2 ページから 8 ページにつきましては、今回補正の集計表となっています。

9 ページをお願いします。

第 2 表は、諸般の事情で予算を令和 7 年度に繰り越して執行する繰越明許費の一覧です。

障害者施設物価高騰対策支援事業以下 19 事業を令和 7 年度に繰り越して執行する予定としております。

繰越理由等は、議案説明資料の 77 ページから 79 ページに記載していますので、後ほど御参照ください。

12 ページをお願いします。

第 3 表 地方債補正です。

保育所等整備事業以下 6 事業、29,700 千円を追加するものです。

13 ページをお願いします。

庁用車整備事業以下 13 事業は、事業費の確定などに伴い、総額 288,500 千円から 193,500 千円に変更するものです。

15 ページから 18 ページにつきましては、今回補正の事項別明細書となっています。

19 ページ以降につきましては歳入歳出の補正内容となっておりますが、内容の説明は別冊の議案説明資料で説明いたしますので、御準備をお願いします。

議案説明資料の 73 ページをお願いします。

主な歳入補正の概要です。

ナンバー 1 からナンバー 3 は、決算見込みによる調定額の増により、個人市民税を 31,656 千円、法人市民税を 36,150 千円、固定資産税を 26,848 千円、それぞれ増額しています。

ナンバー 4 の普通交付税は、再算定による額の変更決定により 160,982 千円を増額しています。

ナンバー 5 の障害者自立支援給付費負担金は、障害者施設給付費などの増額見込みにより 39,436 千円を増額しています。

ナンバー 6 の子どものための教育・保育給付費国庫負担金は、保育所運営費の増額見込みにより 140,204 千円を増額しています。

ナンバー 7 の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、国の補正予算により物価高騰の影響を受けた生活者や事業者への支援などの実施に伴い 77,857 千円を増額しています。

ナンバー 8 のふるさと納税寄附金は、寄附金の増額見込みにより 5 億円を増額しています。

ナンバー 9 のふるさと人材育成支援寄附金は、佐賀西信用組合様から誕生プレゼント事業へ 1,000 千円を、また、個人様から青少年育成のための 450 千円の寄附を増額しています。

74 ページをお願いします。

ここからは歳出について御説明します。

ナンバー 1 の基金積立金管理事業は、決算見込みにより減債基金積立金など 136,632 千円

を増額しています。

ナンバー２のふるさと人材支援育成事業は、佐賀西信用組合様及び個人様からの寄附を後年度に活用するため、ふるさと人材育成支援基金への積立金1,450千円を増額しています。

ナンバー３のふるさと納税推進事業は、寄附額の増額見込みによる事業費の増など498,200千円を増額しています。

ナンバー４の障害者施設給付事業は、障害者施設給付費の増額見込みにより63,194千円を増額しています。

ナンバー５の保育所等運営事業は、公定価格の単価改定などによる民間保育所運営費及び施設型給付費の増により259,018千円を増額しています。

ナンバー６の子宮頸がん等ワクチン接種事業は、ワクチン接種委託料等の増額見込みにより15,698千円を増額しています。

ナンバー７の農地中間管理機構事業は、農地中間管理機構事業の前倒し実施に伴う県工事負担金などの増により27,473千円を増額しています。

ナンバー８の水産基盤ストックマネジメント事業は、国の補正予算に伴い、事業の前倒しに伴う新浜大橋橋桁補修工事を10,100千円増額しています。

ナンバー９の事業継続支援事業は、物価高騰による市民生活への影響緩和と消費喚起による地域経済の活性化を目的としたプレミアム付商品券を発行する経費として88,000千円を計上しています。

75ページには参考資料として、先ほどのプレミアム付商品券発行のほか、物価高騰対策支援事業の一覧を掲載しておりますので、御参照ください。

76ページをお願いします。

令和６年度の県営事業に伴う負担金の一覧表です。表の中の括弧書きの部分が今回の補正額となっています。

77ページをお願いします。

翌年度に繰り越す繰越明許費の財源内訳と繰越理由の一覧です。

79ページをお願いします。

ナンバー20の合計欄、左から２列目の翌年度繰越額を御覧ください。合計19事業、総額437,733千円を令和７年度に繰り越す予定としています。

ナンバー21は、合計のうち、10事業、168,979千円が国の補正予算に伴うものとなっています。

80ページは、市債の現在高の見込み調書、81ページは積立基金の状況です。内容は御参照ください。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第22号 令和6年度鹿島市一般会計補正予算（第7号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第22号は提案のとおり可決されました。

日程第17 議案第23号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第17. 議案第23号 令和6年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。染川保険健康課長。

○保険健康課長（染川康輔君）

それでは、議案第23号 令和6年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

議案書は56ページでございますが、別冊の補正予算書で説明いたしますので、補正予算書の御準備をお願いいたします。

今回の補正予算の内容は、今年度の最終補正ということもあり、主に決算見込みや事業費の確定によるものとなります。

それでは、補正予算書の1ページを御覧ください。

今回の補正は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59,838千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,850,701千円とするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから5ページまでの第1表 歳入歳出予算補正のとおりでございます。

続きまして、6ページと7ページを御覧ください。

今回の補正予算の事項別明細書でございます。説明は省略いたします。

続きまして、8ページを御覧ください。

ここからは歳入について説明いたします。1款1項1目. 国民健康保険税は、医療給付費

分現年課税分等の収入見込みにより6,024千円増額するものです。

9ページを御覧ください。

3款1項2目．社会保障・税番号制度システム整備費等補助金は、新たにマイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴うシステム改修等事業補助金を2,437千円計上するものです。

10ページを御覧ください。

4款1項1目．保険給付費等交付金は、普通交付金及び特別交付金の決算見込みにより37,142千円増額するものです。

11ページを御覧ください。

5款1項1目．利子及び配当金は、国民健康保険基金に係る利子増額により203千円増額するものです。

12ページを御覧ください。

6款1項1目．基金繰入金は、保険給付費等交付金の決算見込みに伴い20,000千円増額するものです。

13ページを御覧ください。

6款2項1目．一般会計繰入金は、決算見込みにより5,968千円減額するものです。

続きまして、14ページを御覧ください。

ここからは歳出について説明いたします。1款1項1目．一般管理費は、国保事務処理標準システム導入委託料の減額等により21,471千円を減額するものです。

15ページを御覧ください。

1款3項1目．賦課徴収費は、決算見込みにより62千円を減額するものです。

16ページを御覧ください。

2款1項1目．療養給付費は、決算見込みにより76,731千円を増額するものです。

17ページを御覧ください。

2款2項1目．高額療養費は、決算見込みにより502千円増額するものです。

続きまして、18ページの3款1項1目．医療給付費分から21ページの4款1項1目．財政安定化基金拠出金までは、いずれも保険給付費等交付金等の決算見込みに伴う財源組替えとなります。

22ページを御覧ください。

5款1項1目．特定健診等事業費は、特定健診委託料等の減額等により5,053千円減額するものです。

23ページを御覧ください。

5款2項1目．保健衛生費は、保険給付費等交付金の決算見込みに伴う財源組替えです。

3目．保健推進費は、会計年度任用職員の人件費増額等により128千円増額するものです。

24ページを御覧ください。

6款1項1目．基金積立金は、国民健康保険基金の利子積立てにより203千円増額するものです。

25ページを御覧ください。

8款1項2目．償還金は、過年度分保険給付費等交付金の確定に伴い2,291千円増額するものです。

26ページを御覧ください。

9款1項1目．予備費は、今回の補正に伴う財源調整のため、6,569千円増額するものです。

27ページと28ページは、今回の補正に伴う給与費明細書です。説明は省略いたします。

以上で議案第23号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第23号 令和6年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第23号は提案のとおり可決されました。

日程第18 議案第24号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第18．議案第24号 令和6年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。染川保険健康課長。

○保険健康課長（染川康輔君）

それでは、議案第24号 令和6年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

議案書は57ページでございますが、別冊の補正予算書で説明いたしますので、補正予算書

の御準備をお願いいたします。

今回の補正予算の内容は、今年度の最終補正ということもあり、主に決算見込みや事業費の確定によるものとなります。

それでは、補正予算書の1ページを御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,884千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ538,033千円とするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページと3ページの第1表 歳入歳出予算補正のとおりでございます。

続きまして、4ページと5ページを御覧ください。

今回の補正予算の事項別明細書でございます。説明は省略いたします。

続きまして、6ページを御覧ください。

ここからは歳入について説明いたします。

1款1項1目．特別徴収保険料は、決算見込みにより39,727千円減額するものです。

2目．普通徴収保険料は、決算見込みにより44,473千円増額するものです。

7ページを御覧ください。

3款1項1目．事務費繰入金は、広域連合共通経費負担金に対する一般会計からの繰入金ですが、決算見込みにより4,773千円減額するものです。

2目．保険基盤安定繰入金は、保険料の軽減分に対する一般会計からの繰入金ですが、決算見込みにより2,867千円減額するものです。

8ページを御覧ください。

5款4項2目．雑入は、広域連合からの特別対策補助金を10千円増額するものです。

続きまして、9ページを御覧ください。

ここからは歳出について説明いたします。

2款1項1目．後期高齢者医療広域連合納付金は、決算見込みにより2,894千円減額するものです。

10ページを御覧ください。

3款2項1目．他会計繰出金は、制度周知に係る市報掲載の経費分として10千円増額するものです。

以上で議案第24号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第24号 令和6年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第24号は提案のとおり可決されました。

日程第19 議案第25号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第19、議案第25号 令和6年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第2号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。寺岡総務課参事。

○総務課参事（寺岡弘樹君）

それでは、議案第25号 令和6年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

議案書は58ページでございますが、内容は別冊の補正予算書（第2号）により説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、主に会計年度任用職員の報酬改定に伴う報酬並びに期末勤勉手当の増額によるものでございます。

内容につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ13,427千円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ2,069,784千円とするものでございます。

次に、補正の内訳を御説明いたします。

予算書の6ページをお願いいたします。

歳入補正の内訳になりますが、一般会計が12,649千円の増額、国民健康保険特別会計分の増額が778千円となっております。

次に、7ページをお願いいたします。

歳出補正の内訳になりますが、報酬8,481千円の増額、給料624千円の減額、職員手当等4,509千円の増額、共済費1,061千円の増額となっております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第25号 令和6年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第2号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第25号は提案のとおり可決されました。

日程第20 議案第26号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第20. 議案第26号 令和6年度鹿島市水道事業会計補正予算（第3号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。中村水道課長。

○水道課長（中村浩一郎君）

それでは、議案の説明に先立ちまして、すみません、議案第20号の際、伊東議員から御質問いただいた件で一部修正をさせていただきます。

開栓及び水道を閉める際の手続として窓口のみとお答えしたんですが、現在、LINEでの受付をしておるところでございます。それで、精算に関しては、納付書をお送りさせていただいて精算をしてもらっているところになります。すみません、訂正をさせていただきます。

それでは、議案第26号 令和6年度鹿島市水道事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

議案書は59ページとなりますが、別冊の令和6年度鹿島市水道事業会計補正予算（第3号）にて御説明いたしますので、御準備をお願いいたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

第2条、資本的支出ですが、収入、第1款. 資本的収入の既決予定額387,607千円に補正予定額87,333千円を追加し、補正後の予定額は474,940千円となります。

補正予定額87,333千円の内訳ですが、第6項. 国庫補助金及び第7項. 企業債です。

2ページをお願いいたします。

支出、第1款. 資本的支出の既決予定額635,280千円に補正予定額88,000千円を追加し、補正後の予定額は723,280千円となります。

補正予定額88,000千円の内訳ですが、第1項. 建設改良費です。

すみません、1ページにお戻りください。

第2条、本文の3行目より記載しておりますとおり、今回の補正に伴い、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額248,340千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額39,885千円、当年度分損益勘定留保資金203,574千円、減債積立金4,881千円で補填する予定です。

2ページを御覧ください。

第3条、企業債は、予算第5条に定めた起債の限度額を補正するもので、補正前限度額369,800千円から補正後の限度額を431,800千円といたします。

3ページからは附属書類です。

3ページは、令和6年度鹿島市水道事業会計予算実施計画変更、4ページ、5ページは令和6年度鹿島市水道事業予定キャッシュフロー計算書ですが、説明は省略いたします。

6ページ、7ページをお願いいたします。

令和6年度鹿島市水道事業予定損益計算書ですが、補正後の当年度の純利益を7ページの下より4行目に記載しておりますが、今回の補正により31,462千円を予定しているところでございます。

次に、8ページから11ページは、令和6年度鹿島市水道事業予定貸借対照表ですが、説明は省略いたします。

12ページをお願いいたします。

令和6年度鹿島市水道事業会計補正予算（第3号）明細書について御説明いたします。

資本的収入及び支出でございますが、1款. 資本的収入、6項. 国庫補助金、1目. 国庫補助金は25,333千円の増額、これは社会資本整備総合交付金の交付を受け増額するものでございます。

7項. 企業債、1目. 企業債は62,000千円の増額で、これは久保山配水本管及び大村方導水管設計業務委託及び久保山配水本管更新工事の増に伴う企業債を増額するものでございます。

13ページをお願いいたします。

1款. 資本的支出、1項. 建設改良費、1目. 事務費は40,150千円の増額で、久保山配水本管及び大村方導水管設計業務委託の増に伴い、委託料を増額するものでございます。

3目. 改良費は、久保山配水本管更新工事の増に伴い、配水管布設費を増額するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの説明に対し質疑はありますか。8番中村一堯議員。

○8番（中村一堯君）

質問します。

今回、久保山の配水管の本管だったり、大村方の導水管設計業務などが出ています。先日、ニュースであっておりましたが、埼玉県の大川市では下水道管——これは下水道管だったですけれど、排水管における陥没事故があつて大きなニュースとなりました。

そういった中で、今回、水道管の布設、令和6年度ですかね、水道料金が上がって、布設工事を今後進めていくというふうになっていますけど、水道料金が上がった上での進展状況とか布設の状況、そして、大川市ではああいった管の——今年はそういった管の老朽化による大きな事故とかあっていないかというのを、その辺をちょっと、市民の皆さん、興味あるところだと思いますので、教えてください。

○議長（徳村博紀君）

暫時休憩いたします。

午後2時1分 休憩

午後2時1分 再開

○議長（徳村博紀君）

再開します。

中村水道課長。

○水道課長（中村浩一郎君）

お答えいたします。

まず、大川市の6年度という、ちょっと今集計で5年度の決算値になりますが、漏水の状況でございます。水道の本管に該当する箇所12か所、漏水が発生しております。それと、個人の引込み等に142件程度の漏水が発生しております。漏水自体は大体、大きい管ですと地上部に水があふれてきますので、大きな事故になる前になる程度発見ができています状況でございます。その日のうちか翌日ぐらいまでには修理が完了しておりますので、大きな影響までは発生していない状況となっております。

今回補正をお願いしている内容ですが、大体今まで1億円程度、昨年は1億円程度で1キロちょっとぐらいの更新を行ってございましたが、更新計画に基づきまして今年度水道料金を上げていただいたのを担保といたしまして、3億円の更新工事を行うというふうに計画をしております。大体3キロぐらいの更新ができるかと思っております。

それと、今回の補正に関しては、国のほうが能登半島とかそういった大規模な地震を受けて12月に補助のメニューを増やされまして、それに大川市が何とか該当する項目ができましたので、国の補正に合わせまして市のほうも取り組むということで計上いたしまして、今回補正をお願いしているところとなっております。

それと、今回、大川の陥没事故に関しては、基本的に水道によって陥没というのは、そう

いう大規模なのは発生しておりません。ただ、水道が破損しまして水が噴き出しますと、どうしても埋まっている泥を洗い流して陥没するという状況になることもございますが、車とかそういった支障になるような大規模な陥没は今のところあっておりません。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

8 番中村一堯議員。

○8 番（中村一堯君）

分かりました。鹿島市は今のところそういう状況にはないということで、先日、鹿島市議会の議会報告会でも水道管による質問が市民の方からありました。鹿島市は大体200キロぐらいの水道管のうちどのぐらいの管を補修しなければいけないのか、そういった話が出ました。水道料金が上がって管が、先ほど説明ありましたように、3億円台の布設替えの工事をして、ああいったテレビで見るような大きな事故がないように、埼玉は下水道だったと思いますが、水道はたしか千葉とか大阪とか、あの辺で水道管の、鹿島市と同じような問題が、管の布設替えをしなければいけない地域もありますので、そこはきっちりと水道管が安全に、皆さんに飲み水、そして、生活用水を提供できるようにこれからもされてください。

一般会計のほうに少しかかるかもしれないですけど、私は文教なので、ちょっと総務の資料で気になったのは、先ほど能登半島の件で水道管布設工事の国の補助メニューはあるというふうなことでしたけど、近年、簡易水道のほうも、これまでは毎年三、四件だったのが、今年は少しポンプの取替えとか件数が多かったと思います。その辺で、簡易水道の人口も1,800名ぐらいかなと思いますけど、同じように国の補助メニューがあればそういったこともできるように、もちろん水道事業、そして、簡易水道、小規模のほうもしっかり手当てできるようにお願いしたいと思っていますけど、能登半島の簡易水道とかもあの辺は多いかもしれないけど、その辺はないんですかね、国の一律、今30%のたしか一般財源だったけど。

○議長（徳村博紀君）

中村水道課長。

○水道課長（中村浩一郎君）

鹿島市において上水道以外に地区の民営で行われている簡易水道、小規模水道という組合、組織がございます。こちらのほうに対する国の補助メニューというのはございません。現在、老朽化とか布設替え等に際しては、市のほうでつくったメニューに基づいて補助を行っておりまして、大体更新取替えに関しては、工事費の30%の補助を行っておる次第でございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

8 番中村一堯議員。

○8番（中村一堯君）

分かりました。水道の布設替えとかは今後、さっきおっしゃったように、国のメニューとかがどんどん出されてくるかもしれないですけど、同じ鹿島市民でも簡易水道のところはそういうのが今のところは市のメニューしかないですので、同等の水道の安心とサービスになるように、市もしっかりとしてもらいたいなというふうに思っています。

今回の補正の予算で、例えば、本当に大きな地震とかあってもこれは布設の管をしたら水道管が破裂しないとか、そういった地震とかいろんな災害に強いような管になっているのかというのを最後にお聞きします。

○議長（徳村博紀君）

中村水道課長。

○水道課長（中村浩一郎君）

鹿島市で昨年度、水道施設の更新計画を策定いたしまして、現在それに基づいて、配水タンクから重要な施設に向けての管路を優先して耐震化を進めるということで管の布設の計画を進めております。

この耐震に基づく管、耐震管と申しますが、こちらに関しては抜けない状況、もしくは引っ張ってもある程度地震時にはもつレベルに対してもつような設計となっている管となっております。ただ、これは2回、3回とか状況を分断するような格好でしたら通常もてないんですが、通常の地震に対してはもてる管で布設を行っておるところです。そういうふうに耐震管をもって施工しております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はありませんか。12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

何点か質問させていただきます。

まず、私ちょっとよく分からないのでお聞きをしたいんですけど、この1ページに書いてあるですよ、これがよく分からないんですね。資本金収入額が資本金支出額に対し不足する額云々を補填するものとするというのをもともと書いていたけど、資本金収入額が資本金支出額に対し不足する額248,340千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本金収支調整額39,885千円、当年度分損益勘定留保資金203,574千円及び減債積立金4,881千円で補填するものとするというのがよく分からない。これはどういうことなのか、教えてもらっていいですか。

○議長（徳村博紀君）

中村水道課長。

○水道課長（中村浩一郎君）

水道の会計ですが、まず、企業会計という複式簿記にのっとって計上しております。通常、水道料金とか、そういった収入をもって経営を行うのは3条予算という経営に関するところと、今回おっしゃるところが工事とか、固定資産とか、そういった取得と売却も含むんですが、出入りに関する予算が別建てとなっております。通常工事に行う予算に関しては、工事自体は高額になりますが、収入という見立てでいきますと、起債という借金しかございません。どうしても支出に対して、4条予算、資本的支出に関しては、支出のほうを上回って不足が生じてくるというのが通常でございます。これに充てる予算として、3条予算のほうで、まず、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額というのが、まず、工事を発注する際に工事に合わせて消費税をつけてお支払いをしますが、水道事業は最終的な消費税の支払い者にならずに、消費税自体は請け負った請負業者さんのほうに行きますので、その分で調整して、最初お支払いした消費税の分が払わんでいいというか、還付が来ますので、そのこの部分の調整額が、まずこの消費税の調整額となります。

当年度分損益勘定留保資金、こちらに関しては、3条の経営のところで利益が出た分を減債積立金とかそういった不足額に充てる分のところに保留しておりますので、そちらから充当する財源となります。それと、減債積立金というのが、3条のほうにはなる、経営のほうにはなるんですが、資産を取得した際に減価償却の分を支払うような形で予算を組んでおりますが、実際これは支払う額では、支出を伴わない額で保留されたような財源となりますので、そちらの分からも補填してこの不足分に充てるというふうな経営を行っておりますので、その説明書きとなっております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

ありがとうございました。今の説明で分かりました。この地方消費税資本的収支調整額というのがよく分からなかったから、おっしゃるとおりですね。そうです、そうです。そういうふうに業者が支払うというか、業者に払う消費税と、あと結局相殺していきますからね。分かりました。

それで、私は今回こういうふうな補正が出てきて、それこそ所掌の委員会でもなかったの、この議案審議のときにお聞きしようと思ったんですけど、じゃ、この後のページのほうにある、一番分かりやすいのは損益計算書なんですね。これで見ていきます。

そしたら、これは書いてあるのが、去年4月1日から今年の令和7年3月31日までということで補正予算というふうになっているんですけど、去年6月から水道料金15%値上げしましたね。これをしていなかったら、これは結局どのくらいになっているのか。やっぱり赤字で出てきているのか。これを見る限り、営業利益が19,626千円、そして、当年度純利益は

31,462千円と書いてあるんですけど、あれをやっていなかったらこれがどういうふう——私は実際のところ水道料金の値上げには反対をしました。これを値上げしていなかったらどういうふうになっているのか、教えてくださいませんか。

○議長（徳村博紀君）

暫時休憩します。ここで休憩をしたいと思います。10分程度休憩を取ります。2時30分から再開します。

午後2時18分 休憩

午後2時30分 再開

○議長（徳村博紀君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

中村水道課長。

○水道課長（中村浩一郎君）

それでは、御質問にお答えいたします。

まず、今年度の当初予算には料金改定の増額分が入っておりませんので、当初予算と今回の補正を比較して、差額で料金改定の増益の分等が出てまいります。給水収益におきましては29,883千円の増となっております。これは今年度7月からの改正、1年分じゃなくて改正に伴った増額となっております。おっしゃる当年度分の純利益の増に関しても、29,176千円の増額——すみません、当初予算で29,170千円ですので、純利益に関しては2,286千円の増となっておりますのでございます。

失礼しました。まず、給水収益ですが、すみません、同じく先ほど申しました29,883千円は当初予算の額で、今回補正の分との差額が増となっております、純利益に関しては先ほど申しましたとおり、約2,200千円の増益となっております。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

もちろん15%の値上げをしたわけですから、これだけ29,880千円近くの給水収益が上がるというのは分かります。

じゃ、基本的に水道料金を値上げする際に、今後、健全な水道事業を目指すというふうになっておりましたけど、半年ちょっと過ぎて、見通しとしてはどうなんでしょうか。今後、今の水道料金で給水人口は減っていくかも分からない、人口減少で。そういうのも加味しながらどういうふうな今後の見通しを立てているのか、それについてお答えください。

○議長（徳村博紀君）

中村水道課長。

○水道課長（中村浩一郎君）

今回、料金値上げの大本といたしまして、今後の更新費用というふうなことで御説明し、お願いをしていたところでございます。ただ、現在、経営状況に関して、やはり動力費、電気代等の値上げ、それと資材関係、人件費の増がかなり、思った以上に影響が出ていると感じておるところです。

経営に関しては、数年はこのまま何とか維持できたらと考えておるんですが、計画とか、あと、水質検査、最近、P F O S、P F O Aとか、そういったところの予期せぬ要因、そういったものの調査に関する費用等も増加しているところでございます。ただ、料金の改定に関しては、今回お願いして5年程度はまず安定して持っていけるようにということで御説明しておりますので、最低でも5年、何とか経営で赤字にならないような運用をと考えておるところでございます。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

15%値上げをしても5年程度しか維持できないのではないかという答弁ですけど、水道事業、下水道事業もそうなんですけど、利用者、給水、水道、上水道を利用される方たちの収益だけで私は無理だと、もともとと思っています。基本的に国とかが指針を出しているのは、原則としてと書いてあるんですね。一般会計から出してはいけないなんて書いていないんですよ、そんなことは。水道料金にしろ、下水道、今後、4月からの値上げについてまた議論をしていくことになるでしょうけど、私は一般財源、一般会計のほうから出していくのは、市民の方がそれに対して反対はしないだろうと思うんですね。またそのときの審議になってきたときには話そうかなと思っていたんですけど、基本的に鹿島市は大分前からコンパクトシティを目指しているわけですよ。コンパクトシティを目指すということは、限られた地域の中にある程度様々なものを集約していったって利便性を高めていく。じゃ、そうなってくると、そこにはどうしても水道料金であったり、下水道料金であったりとか、その辺りを管理することが利便性の向上である。そう考えると、私は一般会計からそれを出してもどこもおかしいことはないと思っています。

ですから、今後またそういうふうな議論があるでしょうけど、やはりしっかりと、給水収益だけで、水道料金だけで賄うなんて、そんなことを考えていたら全国どこでも無理ですよ。だから、もう少し考え方を変えていただいて、市民の皆さんたちが生活しやすいようにしてやるのが行政の務めだろうと思いますので、今後ともその辺り肝に銘じてお願いをしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第26号 令和6年度鹿島市水道事業会計補正予算（第3号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第26号は提案のとおり可決されました。

日程第21 議案第27号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第21. 議案第27号 令和6年度鹿島市下水道事業会計補正予算（第1号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。山口環境下水道課長。

○環境下水道課長（山口秀樹君）

それでは、議案第27号 令和6年度鹿島市下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

議案書は60ページとなりますが、別冊の令和6年度鹿島市下水道事業会計補正予算書にて御説明いたしますので、御準備をお願いいたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

第2条、業務の予定量ですが、(1)主要な建設改良事業として、(イ)管渠建設改良事業は51,200千円を減額し、補正後の金額を349,754千円とします。(ロ)ポンプ場建設改良事業は11,700千円を増額し、補正後の金額を177,375千円とします。(ハ)処理場建設改良事業は5,000千円を減額し、補正後の金額を385,138千円とするものです。

第3条、収益的収入及び支出でございます。予定額は税を含む額です。

収入、第1款. 下水道事業収益は2,198千円を増額し、1,100,838千円となります。

2ページになりますが、支出、第1款. 下水道事業費用は2,800千円減額し、1,055,151千円となります。

第4条、資本的収入及び支出でございますが、ここも予定額は税を含む額です。

収入、第1款. 資本的収入は51,348千円減額し、873,276千円となります。支出、第1款. 資本的支出は44,500千円減額し、1,215,888千円となります。

このため、第4条、本文でございますが、次のように改めます。「資本的収入が資本的支出額に対し不足する額342,612千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額40,689千円、過年度分損益勘定留保資金127,784千円、当年度分損益勘定留保資金174,139千円で補てんするものとする。」に改めます。

3ページを御覧ください。

第5条、継続費ですが、継続費の総額及び年割額を下表のとおり補正するものです。

鹿島市浄化センター改築事業は、老朽化し停止していた第1系列を再稼働するための工事でございますが、最終年度である令和7年度の事業費見込みがまとまったことから、継続費の総額及び令和7年度の年割額を変更するものです。

補正前の総額991,000千円を982,000千円に減額いたします。これにより、年割額の令和7年度分を382,000千円から373,000千円に変更いたします。

なお、財源内訳につきましては記載のとおりです。

第6条、企業債は、事業費の減額により、企業債の借入限度額を補正後469,600千円とするものです。

4ページ以降は附属書類となります。

4ページ、5ページは実施計画変更、6ページ、7ページは資金の流れを示す予定キャッシュフロー計算書、8ページは鹿島市浄化センター改築事業の継続費に関する調書ですが、説明は省略させていただきます。

9ページ、10ページをお願いします。

1年の経営成績を示す予定損益計算書ですが、10ページの下から3行目の当年度純利益ですが、今回の補正により5,235千円を予定しております。

11ページから13ページは期末の財政状況を示す予定貸借対照表ですが、説明は省略します。14ページをお願いします。

令和6年度鹿島市下水道事業会計補正予算明細書です。表示は税を含む額となります。

補正の主な内容を御説明します。

最初に、収益的収入及び支出ですが、収入、1款2項。営業外収益では、3目。他会計負担金を資本的収入からの組替えにより増額、また、4目。補助金では、資本的収入への組替えなどにより減額し、以上により下水道事業収益は2,198千円増額の補正後1,100,838千円となります。

15ページをお願いします。

支出、1款1項。営業費用では、5目。総係費の業務委託料の確定見込みにより減額し、以上により下水道事業費用は2,800千円減額の補正後1,055,151千円となります。

16ページをお願いします。

次に、資本的収入及び支出ですが、収入の1款1項1目。企業債は、事業費の増減により

最終的に8,100千円の減額、2項1目．他会計負担金は、収益的収入への組替えにより4,998千円の減額、3項1目．国庫補助金は、交付金2つの減などにより38,250千円の減額となり、以上により資本的収入は51,348千円減額の補正後873,276千円となります。

17ページをお願いします。

支出ですが、1款1項．建設改良費で、1目．管渠建設改良費は、管渠築造工事の減額などにより51,200千円の減額、また、2目．ポンプ場建設改良費は、中村雨水ポンプ場改築詳細設計業務委託の前倒しなどで11,700千円の増額、3目．処理場建設改良費は、委託料の確定見込みにより5,000千円を減額し、以上により資本的支出は44,500千円減額の補正後1,215,888千円となります。

以上で令和6年度鹿島市下水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの説明に対し質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第27号 令和6年度鹿島市下水道事業会計補正予算（第1号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第27号は提案のとおり可決されました。

日程第22 議案第28号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第22．議案第28号 佐賀県市町総合事務組合理約の変更に係る協議についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。中村政策調整課長。

○政策調整課長（中村祐介君）

それでは、議案第28号 佐賀県市町総合事務組合理約の変更に係る協議について説明をいたします。

議案書と議案説明資料で説明をいたしますので、御準備をお願いいたします。

まず、議案書の61ページをお開きください。

提案理由といたしましては、佐賀県市町総合事務組合が共同処理する退職手当の支給に関する事務に、新たに多久小城医療企業団が参加することに伴い、佐賀県市町総合事務組合規約を変更する必要があるため、この案を提出するものでございます。

また、議案書62ページは、事務組合規約の改正内容でございます。

次に、議案説明資料84ページをお開きください。

1の協議理由についてですが、令和7年7月1日に多久市立病院と小城市民病院を統合した新病院が開設されることに伴い、多久小城医療組合の名称が多久小城医療企業団に変更され、佐賀県市町総合事務組合において共同処理される退職手当の支給に関する事務についての規約を変更する必要性が生じたものです。

一部事務組合の規約を変更するためには、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体の協議を要し、同法第290条の規定により、議会の議決を要することになっております。

2の多久小城医療組合（企業団）につきましては、その構成団体と概要を、また、85ページにはこれまでの経過を記載しておりますので、御確認ください。

次に、3の規約変更予定日は、令和7年7月1日でございます。

また、参考として地方自治法の関係条項の抜粋を、また、82ページと83ページには佐賀県市町総合事務組合規約の新旧対照表を記載しておりますので、説明は省略をいたします。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの説明に対し質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第28号 佐賀県市町総合事務組合規約の変更に係る協議については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第28号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の会議は3月3日午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時50分 散会